船橋市国民健康保険条例の一部を

## 改正する条例案について

| 令 | 和 | 5 | 年 | 2 | 月 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 国 | 日 |  |  |  |  |
| 保 | 年 | 金 |  | 課 |  |

## 議題1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

3 特例対象被保険者等に係る届出の規定の整備について
（船橋市国民健康保険条例第 28 条の 3 第 2 項）【条例改正】
（1）改正趣旨
会社の倒産や会社都合による退職など，非自発的失業者の保険料の軽減申請の届出について，雇用保険法施行規則の改正 に基づき，事務手続きが一部変更になりました。当該内容について，国から条例の改正例が示されたことを受け，規定の整備を行います。
※「国保のてびき」22，23 ページ参照
（2）改正内容

非自発的失業者が保険料の軽減制度を申請するにあたり，市が要件を確認するため，被保険者に提示を求めるものとして「雇用保険受給資格通知」を追加します。

軽減申請時提示を求める書類（改正前）雇用保険受給資格者証
（改正後）雇用保険受給資格者証，雇用保険受給資格通知
（3）施行期日
令和5年4月1日

